

令和 6 年 1 2 月 定例会

総務委員会会議録

1 2 月 2 0 日（金）

防 府 市 議 会

令和6年第5回定例会 総務委員会会議録

○日 時 令和6年12月20日(金) 午前10時

○場 所 議会棟1階・第1委員会室

○付議事件

- (1) 議案第 95号 令和6年度防府市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
 - (2) 議案第 99号 指定管理者の指定について
 - (3) 議案第101号 指定管理者の指定について
 - (4) 議案第102号 指定管理者の指定について
 - (5) 議案第105号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について
 - (6) 閉会中の継続調査事項について
 - (7) 審議会等委員の選出について
-

○出席委員(8名)

総務委員長	三 原 昭 治
総務副委員長	梅 本 洋 平
総務委員	上 野 忠 彦
〃	宇多村 史 朗
〃	重 田 直 輝
〃	田 中 敏 靖
〃	松 村 学
〃	村 木 正 弘

○欠席委員

な し

○委員外議員

な し

○説明のため出席した者(8名)

総合政策部長	永 松 勉
総合政策部次長	磯 邊 範 子

地域振興課長	西 野 紀 子
文化スポーツ観光交流部長	瀬 川 博 巳
文化スポーツ観光交流部次長	田 村 裕 之
文化スポーツ観光交流部次長	工 藤 康 彦
観光振興課長	藤 本 奉 文
スポーツ振興課長	宇佐川 渉

○出席書記

川 越 進 矢

午前 10 時 開会

○三原委員長 皆さん、おはようございます。今日、欠席の届出はありません。

それでは、さきの本会議において本委員会に付託となりました案件につきまして審査いたしますので、よろしくお願いします。

なお、発言の際は、挙手の後、マイクを手に持って話されますようにお願いします。

また、本日の進行につきましては、お手元に配付しておりますレジュメに沿って行いますので、よろしくお願いします。

議案第 95 号 令和 6 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

○三原委員長 それでは、議案第 95 号令和 6 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、執行部の補足説明を求めます。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 おはようございます。文化スポーツ観光交流部でございます。それでは、議案第 95 号競輪局所管の令和 6 年度競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

補正予算書の 4、5 ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

1 目車券発売金収入につきましては、引き続きインターネット投票による売上げの伸びが見込まれることから、車券発売金収入の増額補正予算を計上するものでございます。

次に、歳出につきましては、6 ページ、7 ページをお願いいたします。

上段の 1 列目、1 目交付金の増額につきましては、車券発売金収入の増額に伴う交付金の増額を計上するものでございます。

上段の 2 列目、2 目開催費の増額につきましては、車券発売金収入の増額に伴う競輪実

施事務委託料、場間場外発売委託料、施設借上料の増額を計上するものでございます。

上段の３列目、３目払戻金の増額につきましては、車券発売金収入の増額に伴う払戻金の増額を計上するものでございます。

最後に、下段の１目予備費につきましては、今回の収支差を予備費で調整するものでございます。

競輪局所管の補正予算につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三原委員長 ただいまの執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○松村委員 すいません、ちょっと、特段異議はないんですけども、予備費で今４億円ほど出ております。これは、要は粗利益というやつですかね。そういう考えでいいのか。

本当は、競輪が最近こういう形で好調で大変ありがたく思っているんですけど、昨年、一昨年ぐらいで、年間どれぐらいの黒字になっているのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。今年度はどれぐらい見込みがあるのか、その辺もお尋ねします。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 予備費については、粗利益かということで、おっしゃるとおりでございます。

それから、昨年の黒字といいますか、そういったところにつきましては、翌年度繰越金と、あとは基金の積立て、それと一般会計繰出し、それに相当する額がもうけ分相当となります。

○松村委員 それは何ぼぐらいあるんですか。昨年と一昨年ぐらい、大体をちょっと教えてもらいたいなと思います。

ちょっともう一点いいですか。さらに付け加えますけど、さっき今おっしゃったように、一般会計に繰り越しているのがどれぐらいなのかということと、あと基金に、施設整備基金のほうへ多分繰入れしていると思うんですけど、それもどれぐらい入れているのかとか。あと、要はもうかった分の利益分というのはどういう配分で去年処理されているのかというのを併せて教えてください。

○三原委員長 時間かかりますか。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 昨年度の、まず一般会計繰出しが３億６，０００万円になります。それと、基金の積立てが約３億２０万円です。

それから、その前の年もですかね。

○松村委員 この２つだけ。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 そうですね。

○松村委員 だから、総額６億円ぐらいがもうかったということですか。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 6億円ですね。

一昨年につきましても、一般会計繰出しが3億6,000万円です。基金の積立てについては、5億4,000万円です。

○松村委員 分かりました。今年はさらに上がりそうなんですか。結構、4億円、この時点で予備費に充てているので、もう今までも大分上がっているんじゃないかなと思うんですけど。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 今回の補正予算で収支差を計上しております。そこに4億円ということでございますので、この4億円から一般会計の繰出しとか基金積立てとかも割り振りしながら決算の見込みを立てていきたいというふうに考えております。

○松村委員 すいません。大変ええことなんですけど、施設整備基金というのは今どれぐらい。今回の競輪場はかなりお金、30億円ぐらいかかっていますけど、大分減ったのかなとは思っていますが、今回、いろいろ、今、要は施設整備基金がどれぐらいなのかということと、今度大きい何か施設について、多分選手宿舎が一番大きくなるんか分かりませんが、その大きい事業を今後取り組もうとしているものも一緒に教えてください。それがまた、どれぐらいかかりそうなのかということのも併せて教えてください。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 まず、昨年度末時点の基金の残高につきましては、30億5,000万円です。30億5,000万円なんですけど、これから今年度メインスタンドの工事をしております。その支払い等々で24億円ぐらいは充当するように予定しております。

○松村委員 今後の事業は。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 今後の事業、大きいものとしては、今、委員が言われましたように選手宿舎、選手管理棟、そういったものがまだ建て替えが経年劣化で、そのうちやってまいりますので、これが15億円とか20億円とか、それぐらいはかかるかと思っておりますので、今からこれからまた基金が一気に減りますので、積立てをしていかんとそれに対応できないというふうに考えております。

○松村委員 分かりました。ありがとうございました。

○三原委員長 ほかにございませんか。

○宇多村委員 すいません。おはようございます。二、三ちょっとお尋ねします。

36億円売上げが伸びるだろうという見込みなんですけど、先ほどの説明では、インターネット販売は好調だからというあたりですけど、これはどういう見込みを立てられたのですか。36億円。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 インターネットの発売金の売上げが、今全体の約

8割でございます。今回のプラス36億円にしても、8割方がインターネットというふうな、その伸びの大きさでその36億円を計上しております。

○宇多村委員 分かりました。

それと、もう一点、JKAの交付金、7,461万9,000円ですかね。これは、売上げ増に対する何%というルールはあるんですか。

○工藤文化スポーツ観光交流部次長 JKA交付金につきましては、1号、2号、3号の交付金で率は違いますけど、押しなべて全体で総売上げの約2%相当がJKA交付金に当たるようになっています。

○宇多村委員 分かりました。ありがとうございました。

○三原委員長 そのほか、ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 討論を終結して、お諮りします。

本案については、議案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第95号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

ここで、工藤文化スポーツ観光交流部次長は退席をされて結構です。お疲れさまでした。

議案第99号 指定管理者の指定について

○三原委員長 続きまして、議案第99号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○磯邊総合政策部次長 総合政策部です。それでは、議案第99号指定管理者の指定について、御説明いたします。

議案書の21ページをお願いいたします。

本案は、防府市地域協働支援センターに係る指定管理者の指定期間が、令和7年3月31日をもって満了となりますので、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、指定候補者選定委員会を開催し、公募により申請のあった団体からの提案価格と、提案内容について審査した上で決定いたしております。

これまでの経緯でございますが、8月に指定管理者を公募した結果、現在の指定管理者である特別非営利活動法人市民活動サポートネット1団体から応募がございました。これを受けまして、10月4日に開催した選定委員会の選定意見を基に、令和7年4月からの5年間について、特定非営利活動法人市民活動サポートネットを指定候補者に選定いたしましたので、地方自治法の規定により、これを指定管理者といたしたく、お諮りするものでございます。

説明は、以上になります。

○三原委員長 ありがとうございます。執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○宇多村委員 すいません、私のほうからちょっと何点かお尋ねします。

まず、業者選定に当たって、審査会開いてというルールが一つあると思うんですが、応募者1団体だったということですよね。

私が聞きたいは、いわゆる指定管理を行うに当たって、基本的にそういった指定管理の業務委託契約において、一応公共がやることですから大切な要素がいろいろあると思うんです。そういった中で、公共性とか公益性の確保とか、あと管理運営能力があるかどうかとか、あと契約内容で、いわゆる行政が行う、市が本来は行うべきところをほかの業者に頼むということで、受けられた業者とのやっぱり契約関係、権利関係ですよね、もしいろんな意味で瑕疵があったことが後から分かった場合、これはどういうふうに責任取るのかとか、そういったことは明確に決めておく必要があるんだろうと思います。

そういった中で、最近、いろんな外部団体の不祥事が発表されるじゃないですか。防府の場合であれば、この前シルバーがありましたし、先日も周南のほうのやっぱり文化協会あたりもそうですし、その前はたしか平生町の上関のほうでやっぱりそういうこともあったと思うんです。

そういったあたり、あってはならないことですが、いわゆる外部団体のほうの監査ですか、これはどうなっているのかというあたりをちょっとお尋ねします。この場合のケースであれば、あそこの団体はどなたがどんな形で監査しているかというあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

○西野地域振興課長 まず、選定についてお答えいたします。

まず、公募された団体は、サポートネット1団体でございました。先ほど委員がおっしゃいましたとおり、選定委員会で諮りまして、申請者の書類審査、面接審査によって、選定委員の方で採点はつけていただきます。その600点満点中、最低評価点が285.6点、これを上回る482.3点を取得されたということと、また提出書類が適正に書かれているかということ、また、これまでの実績、今まで2021年からサポートネットさ

んのほうに指定管理をお願いしております。この実績も踏まえることと、あときちんとした事業計画、予算書が、大体人件費とか光熱水費をどうやって見込んでされているかというのを精査いたしまして、審査委員会のほうで諮って選定をしております。

サポートネットの中の監査を適正にやっているかということでございますが、市のほうといたしましては、定例会を毎月行っているんですが、その中で事業の実施内容等についてまず報告をいただいております。維持管理につきましては、毎月報告書をいただいております。

また、事業の実施報告書につきましては、書面で半年に1回頂いて、その上で実際に対面して事業を確認しているところです。

以上でございます。

○宇多村委員 ありがとうございます。いわゆる通帳の監査は誰がやられているのか、預金あたりの確認はどなたがやられているんですか。監査委員はどなたですかとお聞きします。

○西野地域振興課長 監事につきましては、2名いらっしゃいまして、お名前を言ったほうがよろしいですか。監事の方は2名いらっしゃいまして、原田さんと湯面さんになります。

以上でございます。

○宇多村委員 分かりました。もうしっかり監査してほしいと思います。

それと、対象となった、手を挙げられたところが1者ということで、ほとんどもう契約でいったら随意契約みたいなもんなんですけども、審査会の委員構成ですよ。どなたが何人いらっしゃるのかとか、そこら辺の委員構成をちょっとお尋ねしたいと思います。

○西野地域振興課長 選定委員の方のメンバー構成につきましては、学識経験者、大学の教授をお願いしておりますが1名、実務経験者といたしまして、市民活動団体の実践者と、経営管理者の経験者2名、経営の視点から商工会議所の方を1名、内部委員としまして、市職員の2名、合計6名のメンバー構成となっております。

○宇多村委員 分かりました。

それで600点、皆さんがそれぞれの項目に対してポイントをつけられて、それで採点するという形ですよ。600満点中285.6ですか、ポイント以上であれば合格ですよと先ほど言われましたが、このケースの場合は何点だったんですか。得点のポイント合計は幾らだったんですか。

○西野地域振興課長 482.3点です。

○宇多村委員 分かりました。了解です。ありがとうございました。

○三原委員長 いいですか。その他ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 討論を終結して、お諮りします。

本案については、原案のとおりこれを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第 99 号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

総合政策部の皆さんは退席されて結構です。

議案第 101 号 指定管理者の指定について

○三原委員長 それでは、議案第 101 号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 改めまして、文化スポーツ観光交流部でございます。議案第 101 号指定管理者の指定について、御説明いたします。

議案書の 31 ページをお願いいたします。

本案は、三田尻塩田記念産業公園につきまして、指定管理者の指定期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となりますことから、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定候補者の選定に当たりましては、公募者選定委員会において、平成 4 年の開園以来、長年にわたる運営実績があり、かつ、三田尻塩田の製塩技術、知見等に豊富な知識を有する三田尻塩田記念産業公園保存会が適当であることから、公募によることなく、指定候補者として申請することが決まりました。

その後、同保存会から提出された事業計画書等について審査しました結果、審査基準を満たす評価がなされたため、同保存会を令和 7 年 4 月からの 3 年間について、指定候補者として選定したものでございます。

説明は、以上でございます。

○三原委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 討論を終結して、お諮りします。

本案については、原案のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議ないものと認めます。よって、議案第１０１号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第１０２号 指定管理者の指定について

○三原委員長 次に、議案第１０２号指定管理者の指定について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 続きまして、議案第１０２号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の３５ページをお願いいたします。

本案は、防府市スポーツセンター陸上競技場ほか８施設につきまして、指定管理者の指定期間が、令和７年３月３１日をもって満了となりますことから、指定管理者の指定を行おうとするものであります。

指定候補者の選定に当たりましては、公募によることとし、応募のございましたアシックス・ビークルーエッセ・羽嶋松翠園・日本水泳振興会共同体から提出された事業計画書等を審査した結果、審査基準を満たす評価がなされたため、同社を令和７月４月からの５年間について、指定候補者として選定したものでございます。

説明は、以上でございます。

○三原委員長 執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○村木委員 コロナで大分利用者数が減っていたのに、大分上がってきたんじゃないかと思います。その利用者数の推移というのはどんな感じですか、教えていただけますか。

○宇佐川スポーツ振興課長 お答えします。

令和２年度の利用者数、合計数でございますが、３２万２，９０３人、令和３年度が３３万３，８９０人、令和４年度が４６万８，１１４人、令和５年度が５０万３０１名となっております。

○村木委員 今、令和５年度が（発言する者あり）６年度はもっと上がっていく感じにな

るんですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 まだ年度途中でございますので、最終的にはというところはございますが、令和5年度のほうとほぼ同程度の数字が見込まれてはおります。

○村木委員 ありがとうございます。

今度、ネーミングライツが変わるという話を聞いたんですけど、変わるというか、センサーが変わるようなことを聞いたんですけど、それは今どうなっているんですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 ネーミングライツのほうにつきましては、今現在はキリンビバレッジさんでございました。こちらのほうが更新ではないというところがございまして、今現在、新しい企業様のほうを公募しておるところでございます。

○村木委員 ありがとうございます。分かりました。

○三原委員長 いいですか。そのほか。

○田中委員 前に、私も運動公園のテニスコートのことで大分聞いたことがあります。使用できない場合の取扱いなんですけれど、無理して今貸しているような状況なんですけど、これはこういう指定管理をするときにどういうふうな協定というんですか、内容か、教えてください。

○宇佐川スポーツ振興課長 利用者のほうから、今の利用する際のテニスコートの状況の情報が指定管理者を通してまず上がってまいりまして、その修理が必要な場合には見積りを取るなどいたしまして、市のほうで対応するべきもの、または管理者の範囲内で対応できるものというところで、早急に対応はさせていただいているところでございます。

その間は、もちろん使用、利用ができない期間というのが発生する場合もございます。

○田中委員 私が言うのは、けがして危ないと思うのに、利用者のほうからいやいや貸してくれと言われるから、貸しているというのがあるんです。だから、危険なものを貸さないようにしたほうがええんじゃないかと思うんですけど、何かその辺が非常にうやむやで貸しているようですけど、取決めはいかがでしょう。

○宇佐川スポーツ振興課長 毎月、定例会というものを会社と開いております。その際に、施設のほうの利用状況など、修理、修繕が必要な場所などそういった情報が上がってまいります。もちろんけがをすとか、安全じゃない状況など報告も上がってまいります。

ですから、そういったときに、もしそういう安全じゃない、定例会以前でもそうなんですけど、安全じゃないというような情報が市のほうに上がってまいりましたら、安全が確保できるまで使わないようにという指示は出しております。

今後も、そういう状況を改めて確認させていただきまして、安全に努めてまいりたいと思っております。

○田中委員　くどいように言いましたけど、実際に行ってみて、シートというんですか、あれが破れて引っかかるんです。そんな状態でもいいから貸してくれと言っているらしい。だから、その辺がちょっと曖昧だと思う。だから、駄目なものなら貸さなけりゃいいんだけど、それでけがをしたって、今度はけがしたほうが文句言う。こういう状況ですので、少し取決めに厳しくしたほうがいいんじゃないかなと思って言いました。

以上です。（「危険なとこってどこなんですか」と呼ぶ者あり）

○三原委員長　ちょっと今分かりづらかったと思う。コートのあるでしょう、下に引いてあるやつが。（「テニスコートね」呼ぶ者あり）その件について。

○宇佐川スポーツ振興課長　主に、修繕の箇所が必要になってくるところといいますのが、テニスなどをするとき、最初のサーブを打つときに足を踏ん張るところ、あの部分がすり減ることが多いんです。そこをすり減ったときに修理をします。一部、部分的に修理をします。部分的に修理をした際に、僅か数ミリかもしれませんが、隙間とは言いませんが、少し僅かな段差と言いますか、段差までいかないんですけども、本当に僅かな、指先だけで感じるようなものだと思うんですけど、そういった差が出るようなことがある。その部分で、利用者が引っかかる、引っかからないというところをおっしゃられるのかもしれませんが。すいません、情報が、具体的に、この案件というのでないのであれなんですけども、もしかしたら、そういう本当に細かいところのことを言われる方もおられるのかもしれませんが。

そういった部分につきましては、すり減っていない、修理をしていないコートをお使いくださいとかいう案内をさせていただくようにしております。

○三原委員長　いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長　ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長　ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長　討論を終結して、お諮りします。

本案については、議案のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長　御異議ないものと認めます。よって、議案第102号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

議案第 105 号 防府市体育施設設置及び管理条例中改正について

○三原委員長 次に、議案第 105 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について、執行部の補足説明を求めます。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 御説明いたします。議案第 105 号防府市体育施設設置及び管理条例中改正について御説明をいたします。

議案書は、53 ページをお願いいたします。

本案は、スポーツセンター、武道館、武道場の冷暖房設備の設置に伴い、武道場で使用します冷暖房設備の使用料を新たに設定するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○三原委員長 勉強会でもらった資料を開けたほうが分かりやすいと思います。資料の部分、勉強会のやつ。

執行部の補足説明に対する質疑を求めます。

○村木委員 冷暖房が完備ということですよ。夏と冬で、今までどっちが使用率が高いんですか、多いんですか。

○三原委員長 今まではなかった。これから。

○村木委員 エアコンじゃなくて、武道場の使用率。

○三原委員長 利用状況ね。

○村木委員 春であつたりとか、夏と冬というか、どちらが、どういう感じで推移がありましたか。

○宇佐川スポーツ振興課長 夏と冬の比較というところで申しますと、一番多いのは、10 月、11 月、秋が一番多ゆうございます。それ以外の月につきましては、大体 3,000 人程度。10 月が 4,500 名程度、11 月が 9,000 名と、10 月、11 月が最も多くて、それ以外の月につきましては、2,000 名、3,000 名、あまり変わらない実情がございます。

○村木委員 じゃあ、冬というか、寒いときのほうが多いという感じですか。これからは、暖房をよう使うようになるという感じですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 利用者のほうのお聞きした声からいたしますと、一番多いのは、夏場に暑い。これが一番でございました。ですので、まずは夏場の熱中症、命に関わる熱中症対策、これがメインではないかと考えています。

○村木委員 すいません、それと、あと今までエアコンが何個かついているんですよ。8 つでしたっけ。6 個。（「12 基」と呼ぶ者あり）それ、一つ一つスイッチがついてい

る感じですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 はい、一つ一つコントロールできるようになっております。

○村木委員 使うときに、今度は一面だけ使ったりする、練習したりする方がいらっしゃったりと。次に来られた方がまた一面使うんですけど、初めに使った方がエアコンとか使いよったら、もう後から来た方は使わんでも涼しかったり温かかったりするんじゃないかと思うんです。そういう場合も使用料というのはどうなるんですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 そういった声も利用者のほうからもございました。

今、今回お願いする金額というのは基準になるわけではございますけれども、実際の利用されるときの利用面で、そういう声と言ったらあれですけれども、皆さんが公平にお使いいただけるように、指定管理者のほうとも話を、また利用者、利用者団体さんのほうとも話をしながら、例えばですけれども、4分の1、柔道であれば4面使えるわけですけれども、4分の1を使う、1団体が使う、その次に2団体目が入ってくるとか、そういうときにございまして、最低1つはつけていただくとかいう取決めなどを検討しておるところでございます。今からそういったところで詰めていきたいと思っております。

○村木委員 今から決めていかれるという感じですか。しっかり公平な形でやっていただければと思います。

以上です。

○三原委員長 いいですか。一応、勉強会でこれやったから、今簡単に説明されたけど、料金等、これちょっと開けている。（「はい」と呼ぶ者あり）そこに料金等は書いてあるから、これも参考に。見られたらよく分かると思いますので。

○上野委員 私も武道館を利用させていただいておりますけれど、このスポットエアコン、これ実績がどこで使われているのかということをお聞きしたいんです。どれだけ効果があるのかなと思って、結構、体育館が暑いんです。上空に結構大きな気流が発生すると、下でやっているほうは不快に感じる部分もあるかもしれないんで、どこかの実績があってこれを採用されていると思いますので、参考にされた、実際使われていた場所とかいうところをお聞かせいただけますでしょうか。

○宇佐川スポーツ振興課長 県内のほうでは利用がなかったようなので、申し訳ありません、現物等で確認はできておりません。

ただ、機能上、性能上、温かい風または冷たい風を一か所集中的に遠くまで飛ばすことはできるという性能上、これを、そういう機能を利用して採用させていただいております。

○上野委員 勉強会のときの資料でいきますと、天井付近にありますので、多分上のほうは結構強い流れがあると思うんですけど、じゃあ下のほうはほとんど影響が、風としては

肌で感じるほどそうはないようなものでしょうか。

○宇佐川スポーツ振興課長 実際に利用するときの想定、今のところの想定なんですけれども、まず頭より少し上の辺りぐらいに、高さについております。そこから風が吹いてきますと、その風の向き、僅かですけれども変更、調整はできると聞いております。

先ほどの、実際に使うときの風の影響などについては、もちろん強い風が出てくるわけですから、影響があると思われます。そういう場合には、最初強めに出しておいて、冷えた段階で抑えていくなどの工夫も、実際の利用する面での工夫も必要になろうという想定といいますか考えは持っております。実際に運営面においての工夫というのが必要になろうかとは考えております。

○上野委員 そうなると、使われる方が肌で感じながら調整をするんであって、多分自動で調整を温度管理でとかということでは、そういう機能はないですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 温度設定はございますけれども、先ほどおっしゃられたように、例えば風の強さが強過ぎる、直接当たり過ぎるとかいうことがあった場合を想定して、最初に強めにする、1時間であれば最初の10分、15分等を強めにして、残りを少し風を弱めるとか、そういう使い方もできるのではないかなと考えております。

○上野委員 分かりました。私も、実際、武道館を使うので、その際にちょっと実際に経験させていただきます。ありがとうございました。

○三原委員長 ほかにございませんか。

○重田委員 今のエアコンの温度設定だったり切替えに関して、これは指定管理者のほうで切替えを行ったり、温度の設定とかを行っていくという認識でよろしいでしょうか。

○宇佐川スポーツ振興課長 事務室の中に操作盤がまとめて設置してありますので、事務職員のほうがコントロールするというところでございます。

○重田委員 ありがとうございます。

現時点で何度にするとかというのは、実際の温度を見ながらの調整するというところでよろしいですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。実際にまずは使ってみてというところになろうかと思えます。

○重田委員 ありがとうございます。

以上です。

○宇多村委員 1点だけお尋ねします。

周南と山口市の事例ですよね。同様な施設の料金を支払われていると思うので、ちょっと参考に教えてください。

○宇佐川スポーツ振興課長 県内の山口市。山口市で申しますと、山口市は、維新大晃アリーナ武道館がございます。そちらのほうの維新大晃アリーナの武道館のほうは、すいません、冷房のほうが今故障中で、暖房のほうは6,300円。周南のほうはちょっと今手元にございません。申し訳ありません。

○三原委員長 もうちょっと、もう一回、はっきり大きな声で言わないと聞こえないし、分からない。

○宇佐川スポーツ振興課長 維新大晃アリーナ武道館につきましては、現在冷房のほうが使われておらないということで、数字のほうもございませんが、暖房については6,300円で行っていました。

周南市のほうにつきましては、今現在、申し訳ありません、数字を手元に持っておりません。

○三原委員長 6,300円というのは、全面ということなの。

○宇佐川スポーツ振興課長 全面でございます。

○宇多村委員 ありがとうございます。何かの折に、また周辺の自治体のこれと同じ取り扱いをまた調べていただいて、委員会のほうへ報告してもらおうと、よろしいですか。

○三原委員長 いいです。

○宇多村委員 ちょっと比べるものがないので、ちょっと申し訳ない。

○三原委員長 いいですか。本来なら、こういう審議ですから、きちんとそういうものを事前にそろえてもらって答えられるようにしてください。今日は事後報告でいいですから、後また委員会の皆さんにその中身をお知らせください。いいですね、課長。

○宇佐川スポーツ振興課長 はい。

○梅本副委員長 いいですか。ちょっと今の質問の件なんですけども、恐らく聞かれたかったのは、近隣他市を見ることではなくて、この350円を設定された根拠を聞かれないんだと思うんです。なので、この根拠がどのように設定されたかというのを教えてもらっていいですか。

○宇佐川スポーツ振興課長 今の根拠につきましてはですけども。

○田村文化スポーツ観光交流部次長 御説明いたします。

先ほどお尋ねのございました、この350円の設定の根拠について御説明を申し上げます。

まず、この350円の設定に当たりましては、県内にございます類似の施設、武道を目的とした施設の冷暖房の使用料の値から、加重平均、平均値を求めることによって導きをさせていただきました。

具体的には、県内でございますと、下関の武道館、宇部の武道館、それから岩国市の総合体育館の武道場、こうしたものの平均値、料金の平均値、これをさらに面積で割り戻した1平米当たりの、1時間1平米、1時間当たりの料金の単価を求めてまいりました。こちらが1平米当たり2,270円でございます。これを防府の武道場のこの武道をする面積に戻していきますと、4,200円という金額が求まります。場内には12基のスポットエアコン、スポット空調機を設置しておりますので、これを12で割りまして、1基当たり350円という料金を導いたものでございます。

説明は、以上でございます。

○三原委員長 いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、議員間討議を行います。どなたかございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 ないようですので、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 討論を終結して、お諮りします。

本案については、議案のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議のないものとなります。よって、議案第105号については、全員一致で原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、当委員会に付託となりました案件につきまして審査を終了いたします。

執行部の皆さんには退席いただいて結構です。ありがとうございました。

閉会中の継続調査について

○三原委員長 それでは、閉会中の継続調査について御協議いただきたいと思います。

これまでは、レジュメに記載のとおり6項目を継続調査としておりましたが、いかがいたしましょう。今、お手元にありますよね。これ6項目ありますが、いかがいたしましょうか。何か新しいものがあれば、また今不必要だというものがあれば言ってください。

○宇多村委員 庁舎建設についてというのは、継続して調査する必要があるのかなというちょっと気がします。削除でいいのかなと思います。

○三原委員長　というのは、これまだ解体が残っているということ。

○宇多村委員　解体は残っているから。了解です。

○三原委員長　ここは解体せんよ。（「立体駐車場もあるし」と呼ぶ者あり）ということで、よろしいですか。今出ました立体駐車場の件もありますし。これは残しておきます。

それでは、6項目このままでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長　それでは、御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申出をいたします。

なお、委員会の開催日時については、正副委員長で協議の上、改めて皆様に御案内いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

審議会等委員の選出について

○三原委員長　次に、審議会等委員の選出について、お手元の一覧表を御覧ください。

財産処分審議会と都市計画審議会の2つがございますけど、どうしても絶対になりたいという方がいらっしゃれば、手を挙げてもらいたい。なければ、こちらでもう御指名したいと思いますが、いかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長　それでは、審議会の財産処分審議会に宇多村委員、いいですか。

○宇多村委員　はい。

○三原委員長　都市計画審議会の村木委員、よろしいですか。

○村木委員　はい。

○三原委員長　よろしく願いいたします。

以上をもちまして、総務委員会を終わります。お疲れさまでした。

午前10時55分　閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和6年12月20日

防府市議会総務委員長　三　原　昭　治